

中世の『日本書紀』註釈に見る『古事記』観——「三部書」言説を標として——

新井 大祐

はじめに

中世神道思想史研究の観点から『古事記』受容を検討するにあたってのキーワードの一つとして「三部書」なる語がある。すなわち、『古事記』に併せて『日本書紀』『先代旧事本紀』の三書を古代以来の神書類中の最要典籍として一括して称する枠組みのことであり、とりわけ室町期に吉田兼俱が唯一神道創唱に際してこれを用いたことは広く知られるところであろう。

こうした「三部書」の歴史的な展開については、早く久保田収氏が、

三部の書とは、旧事本紀・日本書紀・古事記の三書を指すが、三部の書といふ称呼のもつとも早くみえるものは、管見においては、叡山の慈遍の著はした天神地祇審鎮要記である。天台教学にいふ三大部、台密の三部などといふ云ひかたが先駆となつたものであらう。事実、神書三大部といふ呼びかたもあつたとみえ、同じく叡山にゐた良遍が、応永三十一年に講じた神代卷私見聞の中に「神書三大部」とみえてゐる。また、吉田兼俱は、三部の本書といつてゐる（中略）慈遍の考へが良遍に伝はり、兼俱に影響したものであらう。

と、その初見が南北朝期の慈遍『天地神祇審鎮要記』であることや、この慈遍の観念がその後、良遍、吉田兼俱へと受け継がれていくことを指摘され、さらに「三部の本書などといふ表現はなかつたけれども」としつつ、これに一条兼良を加えて、『日本書紀』研究における神書受容の系譜を示されている⁽¹⁾。また、この久保田氏の論に基づき、鎌田純一氏が『先代旧事本紀』受容の観点から、特に慈遍と兼俱及びその後裔における「三部書」への理解や姿勢について整理を加えられた⁽²⁾。さらに阿部泰郎氏は、中世に係る神道書目録や、久保田氏の指摘する良遍の『日本書紀』註釈において「三部書」が掲げられることなどから、「中世の仏家の神道において、『古事記』が『旧事本紀』と並んで重視されていたことは、それ自体が註釈の対象になることは無かつたにしろ、注意すべきことであろう」と論じておられる⁽³⁾。

そこで、小稿では、中世期の『古事記』受容を検討するにあたって、改めて「三部書」という枠組みに着目し、先学の指摘に従いながら良遍、一条兼良、吉田兼俱の『日本書紀』研究における「三部書」に係る言説を整理し、もつてその跡付けを行つておきたい。

さらに、筆者なりの視点として、それらに併せて、三者それぞれの著述における『古事記』利用（引用）の態度にも目を向け、個々の『古事記』に対する認識や意識、すなわち彼らの有した「『古事記』観」を窺知しうる記述を掲げ、若干の検討を加えてみたいと思う。

一、「三部之書」の來し方—「日本紀私記」・『釈日本紀』における史書認識と評価—

まずはじめに、久保田氏がその初見として指摘されるところの慈遍の「三部之書」なる語について、改めて検討を加えておく必要があろう。

前述の通り、この語は元弘三年（一二三三）に慈遍が「神書の第一と見なす『先代旧事本紀』」をもとに構築した世界觀や神々（仏と本迹関係で結ばれたところの神々）の系譜の中に、山王神道の教學や日吉社の祭神を整合化して組み入れること^④を目的として編んだとされる『天地神祇審鎮要記』上巻において、

神代十二代及「神武」、遠讓「三部之書」、略之

註釈に見るとして見える、極めて微細な記事である⁽⁵⁾。ただし、この記事を見て直ちに気付かされるのは、その内訳、すなわち三書の書名が明記されていないという点であり、より慎重を期せば、確かにその文脈などに照らせば、現代の我々の感覚においては直ちに『古事記』・『日本書紀』（以下、『書紀』と略す）・『先代旧事本紀』（以下、『旧事本紀』と略す）が想起されるところであるが、では、この認識が慈遍の時代においても通ずるものであるかという点については、吟味が必要となるところであろう⁽⁶⁾。

そこで、これら三書が中世期、とりわけ慈遍に至るまでの段階において、いかなる認識をもつて受容されていたのかを改めて概観しておきたいと思うが、ここでは慈遍の活動時期を些か遡る、文永元年（一二六四）～正安三年（一二七〇）の間に成立したと目される『釈日本紀』に目を向けることとする。

そもそも『書紀』はその成立以来正史として一貫して尊重され、それが後の時代を通底する潮流となつていくことは、

あえて述べるまでもない。早く平安期には朝廷において訓詁と内容理解のための研究会である日本紀講筵が営まれたり、それらと関わる「日本紀私記」が残されたりしていることも知られるところである。そして、こうした前代における『書紀』研究の成果を承け、鎌倉後期にト部兼方の手によつて『釈日本紀』が成立し、その後の『書紀』註釈に對しても少なからぬ影響を与えていくこととなるが、『古事記』との関わりの面から同書を見た時、『古事記』からの多数の引文が見られることから、中世における『古事記』との利用を示す文献として注目され、当該期の『古事記』受容を考える上でも重要視されてきた。⁽⁷⁾

そこで、改めて同書における『古事記』『旧事本紀』双方に関する言及について目を向けると、その卷第一「開題」に以下の各記述が見受けられる。

まず、

問。撰_二修此書_一之時、以_二何書_一為_レ本哉。

答。或云、以_二古事記_一為_レ本。或云、以_二先代旧事本紀_一為_レ本。但、以_二古事記_一為_レ本者、多有_二相違之文_一。古事記者、只以_二立心_一為_レ宗。不_レ勞_二文句之体_一。仍撰修之間、頗有_二改易_一。云々。而今見_二此書_一。所_レ載龐文者、全是旧事本紀之文也。注文一書云之處、多引_二古事記之文_一。況旧事本紀者、上宮太子全依_二經史之例_一、能勞_二文筆之体_一。或神名用_レ訓之處、更不_レ雜_レ音。或鳴名用_レ音之處、亦不_レ交_レ訓。國常立尊、殷馭盧嶋、是其一端也。此書體。已同_二彼書_一。其所_レ載、多引_二彼文_一。然則以_二先代旧事本紀_一、為_レ本所_レ撰也。自余閻門仮借之書、雖_レ有_二其數_一、皆称_二一書_一置_一於注_一。

とあり⁽⁸⁾、「此書」すなわち『書紀』の本となつた文献は何かとの問い合わせに対し、実際には『古事記』は「一書」と重な

る所が多く、本文においては『旧事本紀』との同文関係が認められるため『旧事本紀』を本となす、と説く。

また、これに次いで、

問。考讖此書、將下以何書備中其調度上哉。

答。師説、先代旧事本紀、上宮記、古事記、大倭本紀、仮名日本紀等是也。

とあり、『書紀』を読む際の参考書として『旧事本紀』や『古事記』が掲げられている。

さらに、少し後には、

問。本朝之史、以何書為始哉。

註釈に見る『古事記』観

答。師説、以古事記為始。而今案、上宮太子所撰先代旧事本紀十卷、是可謂史書之始。何者、古事記者、誠雖載古語、文例不似史書。即其序云、上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以、今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓を錄。即辭理難レ見、以注を明レ意々。如レ此則所修之旨、非全史意。至于上宮太子之撰、繫於年繫於月、全得史伝之例。然則先代旧事本紀十卷、可謂史書之始。

として、「我が国の史書の嚆矢は」との問い合わせに対し、『古事記』を初めとするが、これは確かに古語を注載しているものの史書の体裁を取っているとは言い難い。他方『旧事本紀』は編年体であり、よって『旧事本紀』を史書の嚆矢とすべきであるとの評価が下されている。

言説については、兼文・兼方父子の発明に依るものではなく、「日本書紀私記」のうちの承平六年（九三六）度の講筵に係る丁本の記述とほぼ同文関係にあることが知られている。⁽⁹⁾従つて、本書をさらに遡る平安期においては、「書紀」「旧事本紀」「古事記」の三書を並べ見る意識の形成されていたことが理解されるのである。

以上より、慈遍においても、「旧事本紀」を「神書の第一」として尊重する思想を有しながらも、一方で古代以来の「書紀」研究の学問的慣例に基づき、これら三書を一括する枠組みとして「三部之書」を想起したと見るのは不自然なことではなく、その具体的な書名が明示されないなくとも、これを後に続く「書紀」「旧事本紀」「古事記」をして「三部書」と称する嚆矢とする久保田氏の見解は至当と言えよう。

二、中世の「三部書」における『古事記』の位置——良遍・兼良・兼俱の『古事記』観——

如上、平安期以来の史書認識や評価が中世の『釈日本紀』へと受け継がれ、これに拠つて「三部之書」とする枠組みの成立したことを踏まえ、以下、久保田氏や鎌田氏の指摘に基づき、良遍、一条兼良、さらに吉田兼俱へと至る「三部書」意識の系譜と、とくに『古事記』受容の觀点から、彼らの『古事記』観を巡る言説を辿つていくこととしたい。

（一）良遍の『書紀』講釈に見る『古事記』理解と利用

慈遍の活動よりおよそ百年余りを経て、同じく比叡山に良遍が登場する。その生没年は不明であるが、とくに応永年間を中心に活動したと目される比叡山高照院の僧侶であり、「書紀」や「麗氣記」の講釈を行い、同時期の仏教僧による神道研究の様相を考える上で着目してきた人物である。⁽¹⁰⁾

この良遍が行つた『書紀』講釈の聞書として『日本書紀卷第一聞書』『日本書紀卷第二聞書』（以下、『第一聞書』『第二聞書』と略す）及び『神代卷私見聞』（以下、『私見聞』と略す）が残され、その奥書から、前二者は応永二十六年（一四一九）に行われた講釈の記録（筆記者は頼舜）、後者は応永三十一年（一四二四）の記録であることが知られ（筆録者不明）、これらには三部書に関する良遍の説が以下の通り見受けられる⁽¹⁾。

まず『第一聞書』であるが、これには「三部書之事」¹⁵が立項され、そこには、

一三部書之事、

一、『旧事本紀』^{卷十}。人王三十二代、用明天皇御宇、聖德太子御製^{メイ}云。蘇我馬子ノ大臣ヲ筆受者トシテ、從^ミ神武天皇、

至^ニテ推古天王^ニ、三十四代、紀之一就中、第九卷ハ、太子御薨^{ヘウ}云。第十卷ハ、馬子、紀之一奉天王^ニ也。

二、『古事記』^{卷三}。上卷ハ、天地十二代。中・下二卷、王代ヲ注^{スト云}。人王四十三代、元^{ケンメイ}明天王御宇、和銅年中也。是又、自神武一至^テ推古天王、三十四代^ヲ注^{セリ}。

三ハ、『日本紀』^{卷三十}。人王四十代、天武第五王子、尽敬天王、又云。舍人親王、四十四代、元正天皇ノ御宇^ニ、錄^{スト}云ヘリ、稗田^{ヒタ}ノアケ^{アケ}荒大臣^ヲ筆受者トシテ、自神武一至^テ天武天王、四十代^ヲ紀^{スト云}（以下略）

と見えている。

次いで、『私見聞』4には、

一神書三大部ノ事

示云。一、旧事本紀十卷。是ハ、推古天王ノ御時、聖德太子ノ御製也。蘇我大臣、書之。次、古事記三卷。元明天^{マニ}御宇、和銅年中、稗田^{ヒタ}ノ阿^ア乱大臣^ト云人ノ言也。安部ノ安丸^カ執筆也。仮名也。日本記。此卷ハ、人王四十四代元^{女体}正

天王、奏覽。義老。作者ハ、舍人親王、安部安丸ト大臣二人作ル也。筆執、即、安部ノ安丸也（以下略）

とある。

ここでまず注目すべきは、「第一聞書」では単に「三部書」と称し、「私見聞」においては「神書三大部」と呼称されている点である。次いで、「第一聞書」においては「書紀」についてその筆記者を「稗田荒大臣」、すなわち稗田阿礼と述べており、明らかに『古事記』との混同が見て取れる。そしてその五年後の講釈の記録である『私見聞』においては、作者は舍人親王と「安部安丸」の二名へと変更（修正）がなされていることが理解されるが、問題とすべきは、この「安部安丸」である。すなわち『古事記』について述べた箇所では「稗田阿乱（礼）大臣」の言を「安部安丸」が執筆した、とあり、また『書紀』に関しては、「安丸」に対して大臣との傍注が付され、これは太安万侶の誤りであることは明らかである。

ところで、こうした良遍の「三部書」や「三大部」との位置付けに対し、久保田氏は慈遍の説を受けたものとの見解を示されている。⁽¹³⁾しかし、これらの記述と趣を同じくするものとして、延暦寺西塔宝蘭院院主・成菩提院開基の貞舜（建武元年（一三三四）～応永二十九年（一四二二））の手による『天台名目類聚鈔』（以下、「類聚鈔」と略す）の存在が指摘されており、その第一末「神家事」条には「神書三大部」として、

旧事本紀十卷 聖徳太子御作。蘇我大臣筆者。推古天皇御宇。後醍醐院加点。

故事記三卷 ^マ 元明天皇御宇。ヒエタノアレトミノ大臣弁也。安部安丸書之。

日本書紀三十卷 清見原天皇・安部安丸談合（以下略）

との記述が見え、「神書三大部」と称する点、太安麻侶を「安部安丸」とする点などは「私見聞」と重なる所が多い。

中世の『古事記』 観

この第一末の奥には応永九年（一四〇二）、貞舜六十九歳の時との奥書きが見え、従つて、良遍の講釈に先んじて『類聚鈔』が成立していた事が知られるのである。ただし、『類聚鈔』の記録は極めて簡素であり、良遍の三部書に関する知識の根源が『類聚鈔』のみにあるとは言い難く、その関係については明確な解答を見出しえない。あるいは良遍に限らず、当時の叡山内の神道研究においては、三書を「神書三大部」などと称し、『古事記』については、稗田阿礼と「安部（倍）安丸」という二人の「大臣」によつて成立したとする説（伝承）が通行していたかとも考えられるが、なお未詳とせざるを得ない。

次いで、『書紀』の記文について講じた部分に目を移すと、『第一聞書』『第二聞書』には、『古事記』の名を挙げて説を展開する記述が三ヶ所看取される。他方、『私見聞』においては、『古事記』の名を挙げてはいないが、『因幡の素戻』伝承に通ずる記述が注目される。

以下、それらの例を掲げて、内容を概観しておきたい。

神聖生カミアレマス其シ中ウチ文。国常立尊也。但、『古事記』『旧事本紀』ニハ、國常立以前ニ、一神ヲ建立セリ。謂ク、天ヲ讓ル日ニ天ノ狹ニ霧ト地ノ霧ト、是也（以下略）¹⁶

（『第一聞書』29）

天之瓊トホコ矛ホコ文。注云。瓊ハヌヌ努ナリ文。『古事記』ニハ、瓊ヲヌマ沼ト云字ヲ書ケリ。然間、沼ホコ、ト読ヲ、正説スヘケレトモ、當道明士、古來、天ノトホコ、ト云ヒ習ハセル也云。良遍、仰也。凡、ホコ、ト云ニ余タアリ。『元元集』第五卷ニ見リ。謂ク、鉢ム・榦ム・戈クワ・矛ホウ等云。文字ニ隨テ、表形、各別也。矛字ハ、ホコ、トハ讀メトモ、常ノホコニハ非ト云（以下略）

（『第一聞書』43）

海神文。『古事記』ニハ、ワタツミノ神トヨミ、此書ニ、海神ヲ惣ネテ、ワタツミト読メリ。

(『第二聞書』302)

又云。此兄弟ノ神ノ中ニ、兄ノ大己貴ノ命、因幡國ニ有美女一聞テ、迎取テ為婦ト宣テ、行玉ニ、路ニ海有。海辺ニ光有。大己貴命、今、此兔ヲ取り、皮ヲ剥テ、塩水ノ中ニ入玉フ。悲給事、無限。少彦名、尋通リ玉フ。兎、何人ソ、ト。兎ヲ水ニテ塩ヲス、キ捨テ、助給フ。則、皮生シ、白兎ト成ル。仍、兄神、無情御座シテ、ウタテカリツルニ、弟ノ神、慈悲御座テ、助ケ給フ事ヲ悦ヒ、所詮、我前キニ立テ、此美女ヲ少彦名ノ命ニ合セ奉シ、ト云テ、急キ走リ、彼美女ヲ、舍弟ノ神ニ取り進ム。仍、其悦ニ、所ヲ与ヘ、神ト成ル。今ノ因幡國ニ白兎ノ明神ト云フ、是也。

(『私見聞』61)

まず、一つ目であるが、『書紀』においては国常立尊を初源神とするのに対し、『古事記』『旧事本紀』では、その前に「天譲ル日ニ天ノ狭霧地譲ル月ニ地ノ狭霧ト」という神が記されている、と述べる。しかし、これは前述の通り、正しくは『旧事本紀』卷一「神代本紀」の冒頭のみに「天祖」として見える「天譲日天狭霧国禪月国狭霧尊」であり、これを『古事記』にも見えるとする点は不審である。

次いで43と302は訓みの問題である。

43では、『書紀』第四段の礎馭慮嶋生成における「天之瓊矛」に関して述べる。「天之瓊矛」については『書紀』本文自体に「瓊、玉也、此云努」との注が付されており、『釈日本紀』などにおいても留意された語の一つであるが、これについて『古事記』の表記である「天沼矛」を引き合わせていて。さらに北畠親房の『元元集』卷五「神器伝受篇』を掲げ説の補完を試みるが、『元元集』に目を向けると、「天瓊矛」条には「戈」・「矛」の解説は見られるものの「鉾」・「梓」についての記載はなく、不審が残る。⁽¹⁷⁾なお、『元元集』の体裁として、『書紀』はもとより、『旧事本紀』や伊勢

神道書など諸書における各事項の関連条文を列挙する記述方法が採られるが、本「天瓊矛」条は同書において『古事記』を引く数少ない箇所である点は、良遍の『古事記』受容を検討する上で重要であり、この点、後に述べたい。

さらに302は、『書紀』神代下第十段の彦火火出見尊と豊玉姫の婚姻に係る場面の釈であり、「海神」を『古事記』では「ワタツミ」と訓むとの説が見えている。ただし、すでに第五段一書（六）に関する『第一聞書』108の講で、

海神ワタツミ文。『古語拾遺』イ云。綿積メムセキ文。海ノ波ハタヲ積重ツミネタルニ似ル故ニ、海ヲワタツミト云、此意也。就中、秦氏ハタウチト云氏アリ。

古此ノ本ノ縁ト云。海神ノ流歟。可尋矣。

と、『古語拾遺』を掲げて（実際は『古語拾遺』に記載はないものの）「海神」を「ワタツミ」と訓む語源について述べており、302においてなぜ改めて『古事記』を引いたかは判然としない。

註釈による『古事記』観

最後の『私見聞』の記述については「新羅國ノ事」条に収められたもので、これより前には、『書紀』第八段一書（四）の素戔鳴尊の新羅來訪譚や、本文における「清地」居住譚、次いで同段一書（六）の大己貴と少彦名との邂逅や国造りに関する釈があり、これに続いて記された記述である。そもそも、『古事記』における「因幡の素戻」をはじめとする大国主の行状（出雲神話）についての叙述は『書紀』にこれを欠いており、よつて、この箇所が『古事記』独自の神話とされてきたことは周知の通りである。ただし、これは言わば「記紀」二書間における問題であり、『旧事本紀』においては、これらの出雲神話は卷四「地神本紀」に詳しく引かれていることが知られる。してみると、『私見聞』本記述の前には少彦名に関して「旧事本紀ニハ、四寸ハカリニシテ、蝗子ノ如ナル」との記述が見えていること、『第一聞書』『第二聞書』に対し、『私見聞』では『旧事本紀』の名は隨所に看取されるが、『古事記』の名を掲げて釈する例の見えないことなどから推せば、あるいは『旧事本紀』（または同書に係る何らかの註釈書）に基づくもので

ある可能性も否定できない⁽¹⁸⁾。

以上が、良遍の『書紀』講釈における「三部書」及び『古事記』に対する言及の大凡である。これらを総じてみると、『古事記』の成立経緯やその内容について極めて不正確な知識に基づいて論じていることが理解されよう。さらに『古事記』を引く「天沼矛」条に關しても、併せて引く『元元集』に『古事記』本文が引用されていることを勘案すれば、これは『古事記』を參看しての言ではなく、『元元集』によるいわゆる“孫引き”である可能性も否定できないところであり、そうした“孫引き”は『私見聞』における出雲神話関連の記述においても同様と言え、さらにそこには『旧事本紀』（の註釈）の影響も認められるところであった。

以上より、『書紀』や『麗氣記』を通じた神道研究を専らにした叡山の学匠・良遍においても、「三大部」などと珍重する態度を取りつつも、実のところ『古事記』に対する十分な知識を持ち合わせていたとは言い難く、実際に『古事記』に接し、これを目にしたかについては甚だ疑念の残るところである。よって、こうした良遍の態度に關して言えば、冒頭掲げた阿部氏の「中世の仏家の神道において、『古事記』が『旧事本紀』と並んで重視されていた」という指摘についても、なお検討の余地があろう。

中世の『古事記』観

(二) 一条兼良の『日本書紀纂疏』における『古事記』評価と利用

一条兼良が『古事記』『旧事本紀』に言及したものとしては、やはり『書紀』注釈書である『日本書紀纂疏』（以下『纂疏』と略す）が中心となる。⁽¹⁹⁾ 兼良自身は「三部書」という枠組みを用いてはいないが、卷第一「撰集時代事」において「弘仁私記序曰」として、

日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勲五等太朝臣安麻呂等、奉勅所撰也、先是、淨御原天皇御宇之日、有舍人、姓稗田名阿礼、年廿八、為人謹恪、聞見聽惠、天皇勅阿礼使習帝王本紀及先代旧事、謂之旧事、未令撰錄、世運遷代、トヨクニナリヒメ豊國成姫元明天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂俾撰阿礼所誦之言、和銅五年正月廿八日初上彼書、所謂、古事記三卷者也

(七頁)

と、「私記」甲本に見えていいる『古事記』成立に関する説をほぼ同文に引き、次いで「引拠本書事」においては、引拠書典者、旧説云、修此書、或謂以古事記為指南、或謂以旧事紀為本拠、然古事記立意為宗、不勞文辭、是以州名・神号、音訓兼用、全不_二与_レ今書相似_一、但、聖德太子、稟_二生知之質_一、通_二儒釋之宗_一、故所撰旧事紀、文理優贍、可_レ謂_三此書_ノ麗文多多拠_二彼紀_一矣、至夫古事大和及百家伝記、亦莫_レ不_三皆挿_二入一書或曰之中_一也 (八頁)と、前に掲げた「私記」丁本、または『积日本紀』における「問。撰_二修此書_一之時。以_二何書_一為_レ本乎。」項の内容を抄録している。

實際、兼良が『纂疏』において『古事記』『旧事本紀』を並べて言及した箇所は以上であり、その評価はいずれも「私記」及び『积日本紀』の繼承に留まるものであることが理解されよう。

次いで、兼良による註釈部における『古事記』引文・利用について見ておきたい。

まず卷第二(神代上之二)の「七代三様事」において、「凡諸書立七代之数不同」として、

古事記云、国常立為一代、豐斟渟為二代、泥土煮沙土煮為三代、角杙活杙為四代、大苦彦大苦辺為五代、沫名杵（程）根為六代、伊弉諾伊弉冉尊為七代、天御中主、天常立、葦牙彦舅三神、謂之別天神也と述べており、また「第五或説言葬冊尊事」において、

(三八頁)

古事記、旧事紀等謂、伊弉冊尊神去、葬出雲国与伯耆国之界、比婆山、不与此書同

(五八頁)

と見え、これが全てとなる。⁽²⁰⁾

まず、前者であるが、神世七代について『古事記』の所説を引くものの、神名表記は基本的に『書紀』に拠り、第五代の意富斗能地については『旧事本紀』の表記である「大苦彦」を採用する。ここまでではさほど問題視する程でもないが、しかし、第六代に至つては、本来は淤母陀流、あるいは『書紀』に従えば面足とすべきところを「沫名杵（アワナキ）」と記している。周知の通り、「アワナキ」は『古事記』においては速秋津日子・速秋津比売が生んだ男女一対の「沫那芸神・沫那美神」として記されるが、これに対し『書紀』では第二段一書（二）において国常立尊—天鏡尊—天万尊—沫蕩尊—伊弉諾尊という神系譜の第四代に位置づけられている。また『旧事本紀』においては第六代「青檼城根尊」の別名として「沫蕩尊・面足尊」と見え、兼良はこの『旧事本紀』の説を採用したものと考えられる。ただし、三書はいずれも「沫名杵」と記しておらず、この表記を採るものとしては、元末期の順帝至正五年（一二四五）成立『宋史』の「日本伝」に引く所の、平安中期の東大寺僧・裔然が、永觀二年（北宋雍熙元年、九八四）、入宋の『日本書紀』註に記載される「王年代紀」の天御中主から彦瀬尊に至る二十三代の神系譜がある。⁽²¹⁾ 加えて、兼良は本条以前にすでに「面足尊」について条を設けて詳説しているが、「沫名杵」との表記や裔然「王年代紀」については一切言及しておらず、何故、本条においてのみ淤母陀流（面足）を「沫名杵」と記したかについてはなお未詳と言わざるを得ない。

他方、後者については『古事記』『旧事本紀』とともにほぼ同文が見えており一見問題はないように見える。しかし、前に掲げた問答の抄録のように、兼良が『釈日本紀』に拠るところの少なくなかつたことは久保田氏も指摘されると

ころであり⁽²²⁾、改めて『积日本紀』に目を移すと、卷六・述義二の伊弉冊尊葬送に関する「葬於紀伊国熊野之有馬村」条に「私記曰。問。古事記云。旧事本紀文同之其所神避之伊耶那美命者。葬出雲国与伯耆国堺比婆之山也（以下略）」と見えることが知られる。「古事記、旧事紀等謂」などとするその書きぶりから、あるいはこの『积日本紀』の記述を元に本条を記した可能性も考えられるのであり、結果、実際に『古事記』を参照したかには疑問が残るところである。

以上、ここまで見た限りにおいては、兼良は『古事記』『旧事本紀』そのものに対しても「私記」や『积日本紀』に基づく知識によつて述べており、彼自身の着想に基づく新たな知見はほとんど見られない。さらに注釈篇におけるその引文の分量についても、例えば『旧事本紀』引用が二十七ヶ所、『古語拾遺』さえ七ヶ所であるのに比して、『古事記』引用は二ヶ所と際だつて少なく、その姿勢は冷淡と言わざるを得ない。加えて、その希少な引用箇所においても正確に本文を引用しているとは言い難い状況にある。ここから、兼良においてさえ、『書紀』研究に際して『古事記』を参照していたかについては、なお検討の余地が残される所であろう⁽²³⁾。

（三）吉田兼俱の『古事記』利用と評価

兼俱と「三部書」の関わりで直ちに想起されるのは、いわゆる吉田神道における教典としての「三部本書」の定立の問題である。すなわち、著名な『唯一神道名法要集』における、

問、以何書籍為本拠哉

答、有三部本書、以之立顯露教、又有三部神經、以之為穩幽教、唯一神道顯密二教是也、

問、三部本書者何哉

答、先代旧事本紀聖德太子撰、古事記太朝臣安丸撰、日本書紀一品舍人親王奉勅撰、是云三部本書、
との説であり⁽²⁵⁾、さらに、この「三部本書」については、

問、就本書立顯教者、其旨趣如何、分別哉、

答、就本書者、天地之開闢、神代之元由、王臣之系譜、以此等之沙汰為顯教者哉、
などと続く。唯一神道における「顯露教」は「三部本書」に扱るが、天地開闢・神代元由・王臣系譜を取り扱う浅いもので、
教理の深奥は「三部神經」に扱る穩幽教にある、という自説の展開であり、唯一神道の教義展開に併せて、慈遍以来の
『古事記』に新たな意味づけを行つたのであつた。ただし、この後は「三部本書」についての言及はほとんどなされ
ておらず、よつて兼俱が『古事記』をどう捉えていたかという点においては、採るべき所は見当たらない。

そこで、次いで兼俱による『書紀』講釈における聞書（抄物）類に目を移すこととするが、それらは多数残され、
これを全て掲げる紙幅を持たないため、ここでは特に建仁寺や南禪寺の住持を務めた臨濟僧・月舟寿桂が書き留めた
『日本書紀』、これもまた特に建仁寺や南禪寺の住持を務めた臨濟僧・月舟寿桂が書き留めた
聞書を兼俱自らが書写したもの、すなわち伝存する抄物中、唯一本人の手に係るものであるところの、明応八九年
(一四九九・一五〇〇年)から文亀年間(一五〇一～一五〇四年)頃の成立と目される天理図書館所蔵『日本書紀神代
卷抄』を取り上げたい。⁽²⁶⁾

その冒頭において、兼俱は『書紀』という文献自体について解説を行うが、そこには以下のように記されている。

此書（『書紀』、筆者註）ヨリモ以前ニ有二書、曰先代旧事本紀、曰古事記、々々々三卷元正天皇御宇ニ安丸
撰レ之也、旧事本紀ハ十卷也、人皇三十二代用明天皇ノ御宇ニ聖德太子撰レ之也、此二書ニ添ニ神書、以為ニ三部
本書也、旧事・古事ノ二書ニハ、加ニ編者之語ヲ、穿鑿スルソ、此書ハ唯述ニ神語、不レ加ニ私語、以故為ニ最上ニソ、

総メ一切ノ書籍ニ、題号カ簡要也、サルホトニ、諸經ニ仏自唱ノ題号、結集者ノ題号アルソ、此書ハ以二日本ニ為題号、其書ノ所レ尊可レ知也、殊ニ序分ヲモ、編者ノ名ヲモ、不レ載、寔一段向上也、

すなわち、兼俱はその三書の位置づけとして、『旧事本紀』『古事記』には「編者之語」「私語」たる私意や「穿鑿」すなわち付会などが加えられており、これに対しても『書紀』のみが古義を伝えていた「神書」であり、三書の中でも最上の存在で、それは『書紀』には他二書に見える序文や編者名の記載がないことからも理解されよう、と論じる。こうした『古事記』はもとより、私記丁本や『积日本紀』、さらに慈遍や兼良においても依るところ大きかつた『旧事本紀』すらも恣意的として位置付けた兼俱の姿勢について、久保田氏は「兼俱は自分の見識でもつて、従来の見方を捨て」と評している⁽²⁷⁾。とは言え、氏も指摘する通り、実際にはその講釈においては『旧事本紀』を引くところも幾つかあり、完全に同書を切り捨てたわけでもないのであるが、しかし、こと『古事記』に関してこれに拠るところはまずない。

それでは、兼俱はその活動において『古事記』を退けていたかというと、必ずしもそうとは言えない面もある。文日本書紀』『延喜式神名帳頭註』（以下、「頭註」と略す）は、兼俱が「或人」に乞われて『延喜式』「神名帳」記載の神祇の本縁を「摘」先達之秘記「注進」したものであるが、このうち二社に関する条で『古事記』を引く。すなわち、

古事記云、於是高木大神命以、覺白之、天神御子自レ此於「奥方」莫レ使人幸、荒神甚多、今自レ天道「八咫烏」「故其八咫烏」引導、從其立後「応幸行」、故隨其教覺、從其八咫烏之後「幸行」^{云々}（大和国宇陀郡「八咫烏」）

類、又振浪比礼「切浪比礼」、振風比礼、切風比礼、又奥津鏡、辺津鏡、并八種者、伊豆志之八前太神也
 (但馬国出石郡「出石」)

であり⁽²⁸⁾、これらは『古事記』中巻の神武天皇条・応神天皇条本文とほぼ合致している。

ところで、兼俱の出たト部氏と『古事記』との関わりと言えば、如上、『古事記』を多分に引く『釈日本紀』が同族のト部平野流の兼方の撰であること、真福寺本はその中巻奥書によりト部兼方本（その元は花山院通雅本）によること、何より現存諸本の大元の祖本とされるのが、兼俱の実子で平野流を継いだ兼永本であることは、その研究史上周知の事柄である。⁽²⁹⁾ いまここに兼永の行状などについて詳述する紙幅を持たないが、『古事記』について些かを述べれば、兼永本は兼永の自筆本で、吉田家家司であつた鈴鹿家に伝来する。夙に指摘されている通り、兼俱曾孫の吉田家当主・兼見の日記『兼見卿記』天正十二年（一五四八）四月十七日条に、兼永没後にその所有したところの多くの神書類が梵舜を通じて兼見の元に齎され、吉田家の蔵する所となつた、との記事が見え⁽³⁰⁾、その神書中に『古事記』も含まれることから、これが現存兼永本と考えられている。ただし、西田長男氏や小野田光雄氏は、『兼見卿記』同条に「兼永が父である兼俱に懇望して諸書を書写した」との記事が見えること、さらに同本には吉田流、詰まるところ兼俱の関与したと思しき痕跡が看取されることなどから、本来は吉田流の伝書である可能性を指摘されている。⁽³¹⁾ 兼永を遡る吉田流における『古事記』は現存していないものの、この指摘に拠るならば、当然ながら兼俱は『古事記』を所蔵していたこととなり、前掲の『頭註』における『古事記』引用についても異を挟む点はない。ただし、注意すべきは奥書の「摘「先達之秘記」注進」というその成立背景であり、『頭註』における前掲『古事記』引用が兼俱の所行であるのか、あるいは何らかの伝書からの摘記なのかが未だ判然としないところもあり、なお慎重を要する。

ともあれ、以上より、その諸活動において兼俱は『古事記』を「三部本書」として自身の神道説を定立するための教典の一角として位置付けつつも、その一方でこれを大いに用いて教義を展開する姿勢は見受けられない。なおかつ、『書紀』のみを「神書」と称し、序を有するという点において『旧事本紀』とともに撰者の恣意の混入したものとの評価を下している。兼俱が『唯一神道名法要集』において主張する「根葉花実説」が、慈遍が『旧事本紀玄義』（巻観第五）に説いていることは夙に知られるところであり、この所行に照らせば、鎌田氏の指摘の通り、「三部本書」という概念も慈遍の「三部之書」の単なる転用と見ることは強ち由無しとは言えず、かつその行状と『古事記』の関係は極めて希薄であり、実際の所は講釈の場で述べた評価が兼俱の本心であつたのではあるまいか。

いざれにせよ、平安期以来、その体裁の面において「只以_二立意_一為_レ宗。不_レ勞_二文句之体_一」であるとか、「文例不_レ似_二史書_一」「即_レ辭理難_レ見」「非_二全史意_一」であるとされてきた⁽³³⁾『古事記』に対して、これに加えて内容自体が恣意的であるとする兼俱の眼差しは、『古事記』受容史において、斬新かつ最も冷徹であると言えよう。

小 括

中世の『日本書紀』

以上、甚だ雜駁ながら、先学の示した道筋に従つて、中世神道思想史上の重要な人物である良遍・兼良・兼俱の「三部書」の取り扱い、及び『古事記』への意識を窺知し得る言説や引用姿勢に主眼を据えて、その整理と跡付けを試みた。

まず、『書紀』『旧事本紀』『古事記』を「三部書」とする枠組みの系譜について簡潔に概観すると、平安以来の史書観に基づきながら慈遍によつて作られたこの觀念は、応永の良遍へ至ると「神書三大部」などとして珍重するかの如き動きが出、さらに兼俱に至つては唯一神道教義を担保する典籍としての意味付けがなされた、ということとなる。

こうした「三部書」言説の系譜を踏まえ、さらに彼らの『古事記』への接し方を窺い知ることができる「利用」という嘗めとを併せて、個々の事例を改めて端的に整理すると、

(一) 良遍の場合は『古事記』についての知識・理解及びその本文利用が不確かであり、これを藏し目の当たりにした可能性は極めて低い。

(二) 兼良においては、その意識・評価は「日本書紀私記」や『釈日本紀』から逸脱せず、かつその引用姿勢については『古事記』を正確に引いているとは言い難い。

(三) 兼俱は、従来重視されてきた『旧事本紀』を恣意的として『古事記』と同等の位置に引き下げるによつて改めて『書紀』の優越性を打ち出し、「三部本書」として珍重すべき姿勢を取りながらも、引用等を含め『古事記』を積極的に用いようとする意識は希薄である。

となり、それぞれの様相やスタンスは異なつてゐる。しかし、これを総じて見れば、『古事記』そのものに対しても「三部書」などとして『書紀』に先立つ史書との認識を持つてこれを珍重する態度をとりつつも、ことその「利用」という嘗めからは、『旧事本紀』に比していざれもこれを殊更に重視して積極的に活用しようとする姿勢もまた見出されない。ここから、とくに「三部書」という語を用いた良遍も兼俱も、あるいは直截的にはこの枠組みに言及しなかつた兼良も、それ以前の『書紀』研究の伝統、すなわち「私記」や『釈日本紀』などに比して『古事記』に対する意識がより希薄となつていたことが理解されるのである。極言、「三部書」という観念が生じ、これが継承されたことを以て、『古事記』が重視されていたとは必ずしも言い難いのである。

しかし、その一方で、『古事記』本文の引用が古代から中世の諸書に見出されるのに対し³⁴⁾、『古事記』という典籍

自体を解説したり、あるいは評価したりする言説は、他の人物や著述に目を向けても、管見の限りこれを見出すことが出来ず、結果、それらは、小稿に掲げた「三部書」を巡る言説のみにほぼ限られる動向であった。従つて、それ自体に大きな意味が持たされなかつたとしても、中世びとの『古事記』観を逐う上での標となるものであることも確かである。

以上、今回の跡付け作業では、「中世期において『古事記』が等閑視されていた」という定説に対し、思想や意識の面からも、その等閑視の実態を改めて確認するに留まつた。しかし、その一方で、中世には『古事記』に意義を認め、これを需め書きした人々、あるいはそれを利用した人々のいたこともまた事実である。とくに注目すべきは、今回取り上げた三者の中でも、良遍の活動時期、とりわけ『書紀』講釈を行つた時期は、道祥の『古事記』書きの時期と見事に重なつてゐることが知られる。すなわち、応永三十一年には、『書紀』や『麗氣記』に関心を寄せてこれを講じた叡山の学匠は『古事記』に対して確かな知識を有さず、他方、同じく神道へ関心を寄せた神宮に連なる真言僧は伊勢の地において裏書を含めてこれを書き・校合していたのであつた。このように、こと中世期の同じ時期を切り取つて見ても『古事記』に対する認識や受容の姿勢は大きく異なつてくるのであり、昨今大きな成果を挙げつつある聖教や神書の授受を中心とした知・学のネットワークにおける神道研究の中で改めて『古事記』を捉え直す必要がある。⁽³⁵⁾

加えて、僅かであるにしろ皆一様に「『古事記』に曰く」などとしてこれを掲げているものの、その引文の状況から『古事記』自体に親しく接し得たかについては疑問の残るところも少なくないことから、「何に拠つてこれを記し得たのか」という点に対しても改めて考え方を巡らさなければならぬところであろう。それには、やはり『旧事本紀』や

『祝日本紀』をはじめ、古代から中世に至る諸書における『古事記』利用の用例を一層精査し、かつ、それを系統立てて整序すること、すなわち、諸書間における本文の二次利用、三次利用の実態を再検証する必要もあろうが、それらはすべて他日の業とし、今はひとまず筆を措きたいと思う。

註

- (1) 久保田収『中世神道の研究』（一九五九年、神道史学会）、一四頁、二八六頁、四三七頁など。
- (2) 鎌田純一『先代旧事本紀の研究 研究の部』（一九六二年、吉川弘文館）、「三、研究史」。
- (3) 阿部泰郎「真福寺本古事記の背景——真福寺聖教体系中の神道文献から——」（神野志隆光編『古事記の現在』、一九九九年、笠間書院）、一二三八頁。
- (4) 大倉山中世思想研究会「『天地神祇審鎮要記』訳注（一）」（『大倉山論集』二五、一九八九年、大倉精神文化研究所）、「解題」。
- (5) 神道大系論説編三『天台神道』上（田村芳朗・末木文美士校注、一九九〇年、神道大系編纂会）。
- (6) 同時代の神書観に目を移すと、例えば、慈遍に近しく、彼と相並ぶ当時の神道思想史上の重要人物である北畠親房は、『天地神祇審鎮要記』とほぼ同時期の延元四年（一三三九）頃に成立したと目される『神皇正統記』の内において、「凡神書ニモサマノノ異説アリ、日本紀・旧事本紀・古語拾遺等ニノセサラン事ハ、末学ノ輩、ヒトヘニ信用シカタカルヘシ、彼書ノ中、猶、一決セサルコト多シ、況、異書ニヲキテハ正トスベカラス」（神道大系論説編十九『北畠親房』下（平田俊春・白山芳太郎校注、一九九二年、神道大系編纂会）と述べ、『書紀』『旧事本紀』に並べて『古語拾遺』を掲げている。あるいは、やはり慈遍と同時代を生きた金沢称名寺一世長老・釩阿は、その作とされる『日本紀私抄』において「日本記目六^{（ママ）}」として六国史や『旧事本紀』、さらには『普天記』三十卷なる書を掲げているが、『古事記』の名は見えず（佐藤眞人「金沢称名寺第二世釩阿作『日本紀私抄』」（『大倉山論集』二六、一九八九年、大倉精神文化研究所））、この時代、

中世の『日本書紀』註に見る『古事記』観

必ずしも『書紀』『旧事本紀』『古事記』を一括して捉える意識が流布通行していたとも言い難い。ちなみに、この鉢阿の如く、古代以来の神書類を「日本紀（記）」として位置付けるものとしては、文安六年（一四四九）に比叡山西塔東谷現光院において書写された旨の奥書を有する天理図書館蔵（宝玲文庫旧蔵）四冊本『神皇正統記』（渡辺匡一「室町物語と日本紀」（国文学 解釈と鑑賞）六四一三、一九九九年、至文堂）や、國學院大學図書館蔵成立年未詳『日本紀聞書』（加瀬直弥「國學院大學図書館所蔵『日本紀聞書』の特徴について」（國學院大學研究開発推進センター編『研究開発推進センター研究紀要』三、二〇〇九年）において、「日本紀ノ類多有之」として掲げる例が知られる。そこには、六国史や律令格式をはじめ『旧事本紀』『古語拾遺』、さらには中世以降成立の神道書が多数列記されるが、この中にも『古事記』は見えておらず、中世の「日本紀（記）」観念における『古事記』の位置付けを考える上で留意される。

(7) 『积日本紀』と『古事記』との関係については小野田光雄氏による「『积日本紀』の意図について」（同氏著『古記・积日本紀・風土記の文献学的研究』、一九九六年、続群書類叢完成会）や神道大系古典註釈編五『积日本紀』（同氏校注、一九八六年、神道大系編纂会）の解題、鈴木啓之「『积日本紀』所引古事記の問題点」（青木周平編『古事記受容史』、二〇〇三年、笠間書院）に詳しい。また、所引本文については古くは古事記学会編『古事記逸文集成稿』（一九五九年）、近年では鈴木啓之「『积日本紀』所引『古事記』一覽（稿）」（前掲『古事記受容史』）にまとめられている。なお、「古事記学」事業における研究会（二〇一七年度古事記学第三回研究会、平成二十九年六月二十一日開催）において、渡邊卓氏がその発表「真福寺本『古事記』の奥書をめぐって」の中で改めて二書の関係を整理され、また、同氏による関連論考が遠からず世に送られると伺っている。成果を俟ちたい。

(8) 註7掲、神道大系『积日本紀』による。以下同じ。

(9)

私記丁本（新訂増補国史大系八『日本書紀私記』积日本紀 日本逸史）、一九六五年、吉川弘文館）

○問。本朝之史。以何書為始乎。

師説。先師之説。以『古事記』為始。而今案。上宮太子所撰先代旧事本紀十卷。是可謂史書之始。何者。古事記者。誠雖三注三載古語。文例不似三史書。即其序云。上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。已因レ訓述者。詞不逮心。全以音連者。事趣更長。是以今或一句之中。交用三音訓。或一事之内。全以訓錄。即辭理難見。以レ注明レ意云々。如レ此則所修之旨。非三全史意。至于上宮太子之撰。繫於年。繫於月。全得三史

伝之例。然則以先代旧事本紀十卷可謂本朝史書之始。

○問。撰修此書之時。以何書為本乎。

師説。先師之説。以古事記者為本。其時。又問云。若以古事記為本。何有相違之文哉。先師又說云。古事記者。只以立意為宗。不勞文句之体。仍撰修之間。頗有改易。云々。而今見此書。所載龐文者。全是先代旧事本紀之文也。注云之處。多引古事記之文。況復上宮太子全依經史之例。能勞文筆之体。或神名用訓之處。更不雜音。或鷗名用音之處。亦不雜訓。此近則。國常立尊、殷馭盧鷗等。是其一端也。此書之体。已同彼書。況其所載。多引彼文。然則。可謂以下以先代旧事本紀為本所撰也。自余閭門板借之書。雖有其數皆称一書。置於注。

○問。考讀此書。将以何書備其調度乎。

師説。先代旧事本紀。上宮記。古事記。大倭本紀。仮名日本紀等是也。

(10) その行状や神道觀については、早く久保田氏が註1掲書において「麗氣神道の紹述者」として詳述され（第三章両部神道の成立と発展「三、麗氣神道の紹述」）、また阿部泰郎氏（「良遍「日本書紀」注釈の様相—学問の言談から「物語」としての〈日本紀〉へ」、東京大学国語国文学会『国語と国文学』七一一一、一九九四年）や、原克昭氏による一連の研究（「良遍による神代紀注釈とその諸本」、「日本紀」をとりまく構想力」、「神代紀注釈と神道論の形成」など。いずれも同氏著『中世日本紀論考—注釈の思想史』、二〇一二年、法藏館）により、その神道思想や活動の実態が明らかにされている。

(11) 諸本や成立経緯等については註10掲、原「良遍による神代紀注釈とその諸本」に詳しい。

(12) 以下、良遍著作は全て『磯馴帖』村雨篇（伊藤正義監修・磯馴帖刊行会編、二〇〇二年、和泉書院）所収の「日本書紀卷第一・第二聞書」（阿部泰郎・宇都宮啓吾・岡田三津子）、「神代卷私見聞」（阿部泰郎・佐伯真二）による。なお条目の番号も同書に基づく。

(13) 註1掲、二八六頁。

(14) 註10掲、原「「日本紀」をとりまく構想力」。

(15) 天台宗典刊行会編『天台宗全書』二三一、一九七五年、第一書房。

(16) なお、これ以下、「今ノ日本紀者、六人ノ儒者、彼ノ二部ノ書ヲ見合せ、文言ヲ省略、三十巻ヲ禄ス。三部一書再治定ノ本ト云ウ、是也」との記述が見える。こうした「日本紀」再治定伝承については、註10掲、原「「日本紀」をとりまく構想力」に全て譲り、小稿では触れない。

(17) 神道大系論説編十八『北畠親房』上(平田俊春・白山芳太郎校注、一九九一年、神道大系編纂会)。

(18) 阿部泰郎氏は、「良遍の『神代卷私見聞』では、『古事記』独自の出雲神話の段りなどを要説して談じており、『書紀』註釈に『古事記』が参考されるべき不可欠のテクストであつた消息を伝える」と論じていて(註3)。

(19) 以下、『日本書紀纂疏』は全て天理図書館善本叢書和書之部第二十七巻『日本書紀纂疏・日本書紀抄』(一九七七年、天理大学出版部)による。なお、同書は影印本であるため、便宜上、該当ページを付した。また読点は神道大系古典註釈編三『日本書紀註釈』中(真壁俊信校注、一九八五年、神道大系編纂会)に拠った。

(20) 荒張智之「『日本書紀纂疏』引用文一覽 国書編」(青木周平先生追悼論文集刊行会編・刊『古代文芸論叢』、二〇〇九年)による。

(21) 『宋史』卷四百九十一「日本伝」(石原道博編訳『新訂 旧唐書倭国日本伝・宋史日本伝・元史日本伝』、一九八六年、岩波書店)。

雍熙元年、日本國の僧喬然、其の徒五六人と海に浮かんで至り、銅器十余事並びに本国の職員令・王年代紀各一巻を献ず(中略)其の年代紀に記す所に云う、初めの主は天御中主と号す。次は天村雲尊と曰い、其の後は皆尊を以つて号と為す。次は天八重雲尊、次は天彌闇尊、次は天忍勝尊、次は瞻波尊、次は万魂尊、次は利々魂尊、次は国狹槌尊、次は角龜魂尊、次は汲津丹尊、次は面垂見尊、次は国常立尊、次は天鑑尊、次は天万尊、次は沫名杵尊、次は伊弉諾尊、次は素戔烏尊、次は天照大神尊、次は正哉吾勝速日天押穂耳尊、次は天彦尊、次は炎尊、次は彦瀬尊、凡そ二十三世、並びに筑紫の日向宮に都す。

(22) 註1掲、三八九頁～三九二頁。

(23) 註20掲書による。

一条家で想起されるのは、真福寺本『古事記』伝來の問題において、その中巻の奥書中に「本伝 弘安五年九月一日申下一条殿御本書写畢可秘藏云々 祭主在判」とあり、ここから真福寺本『古事記』中巻は大中臣定世が弘安五年(一二八二)

に一条殿（家経）所蔵本を書写したものであり、さらにこの「一条殿御本」は、「本日 弘安四年五月六日以兼方宿祢本書写校合畢」との奥書から、その前年にト部兼方本を書写したものと推定されている。これは中巻についての奥書であるが、小野田光雄氏はさらにこれを一步進めて、実際には一条家にはすでに上下巻が伝来しており、この弘安四年のト部兼方本中巻の書写をもつて三巻が揃つたと推している（神道大系古典編一『古事記』（小野田光雄校注、一九七七年、神道大系編纂会）解題、「四、現存諸本の系統図」）。この説に従えば、『古事記』は一条家に伝世していたと考えられるが、こうした兼良の態度は、真福寺本中巻奥書の弘安年間からおよそ一七〇年の時を経た兼良の代に至っては、あるいは応仁の乱による邸宅や文庫の焼亡等の理由により「一条殿御本」がすでに失われていた可能性をも示唆していよう。

(25) 以下『唯一神道名法要集』はすべて神道大系論説編八『ト部神道』上（西田長男校注、一九八五年、神道大系編纂会）による。

(26) 吉田叢書第五編『日本書紀神代卷抄』（吉田神社編・刊、岡田莊司解題校訂、一九八四年）。

(27) 註1掲、四三七頁。なお、兼俱の『書紀』研究と兼良所説（『纂疏』）の関係については、早く岡田莊司氏の先駆的成果（「吉田兼俱の日本書紀研究—兼俱書写『日本書紀纂疏』改訂本」）（『國學院雑誌』八二一一、一九八一年、國學院大學）及び右掲書「解題」があり、その後、神野志隆光「『日本書紀纂疏』の基礎的研究—諸本と兼良説の定位とをめぐつてー」（中村啓信ほか編『梅沢伊勢三先生追悼 記紀論集』、一九九二年、続群書類從完成会）や、近年では金沢英之「吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（一）—兼俱書写系『日本書紀纂疏』の性格ー」（『北海道大学文学研究科紀要』一四八、二〇一六年、北海道大学文学研究科）・「吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（二）—兼俱〈抄〉の分析ー」（同前、一五二、二〇一七年）などに詳しい。

(28) 『群書類從』二（神祇部二、訂正三版）、一九五九年、續群書類從完成会。

(29) 兼永本については『ト部兼永筆本 古事記』（一九八一年、勉誠出版）の西田長男氏の解題を参照。

(30) 史料纂集古記録編『兼見卿記』二（斎木一馬・染谷光広校訂、一九八七年、続群書類從完成会）。なお、右掲の『ト部兼永筆本古事記』西田解題には同記事に対する詳細な注解がある。

(31) 註29掲西田解題、註24掲神道大系『古事記』小野田解題。

(32) 註2掲書、一四〇～一四四頁。

中世の『日本書紀』註釈に見る『古事記』観

(33) 註9掲。

(34) その諸書への引用については、早く岡田米夫「古代文献に見える古事記」や家永三郎「古事記の受容と利用の歴史」(久松潜一編『古事記大成』一、一九五六年、平凡社)が知られ、さらに古代から中世の各種文献に引用された『古事記』本文を博搜してまとめられた、『古事記逸文集成稿』(註7掲)がある。ただし、本書は本文を収載することに主眼が置かれているものであり、かつガリ版刷りで一〇〇部しか発行されなかつた。しかし、これを下敷きにして青木周平氏が編まれた『古事記受容史』(註7掲)は、『古事記逸文集成稿』に紹介された「逸文」に対して精査の上で活字化し解説を加え、さらに個々の引用文献や背景等に関する論考もまとめられており、古代から中世にかけての『古事記』受容研究の一つの到達点と言えよう。

(35) 神書受容と『古事記』をめぐる問題については、註3掲の阿部論考や、岡田莊司「大中臣定世の古事記書写を通路としてー」(國學院大學日本文化研究所編『大中臣祭主藤波家の研究』、二〇〇〇年、続群書類從完成会)が注目される。

※資料の引用に当たつては、漢字はすべて通行のものに改めた。また、紙幅の都合上、論考等の掲出に当たつては、単著書等に再録のなされたものは原則としてそれによつて掲げ、初出に関する事項はこれを略した。